



2022年9月14日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ク シ ー ジ ア  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 段 卓  
(コード番号：4936 東証グロース)  
問 い 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 担 当 福 井 康 人  
TEL. 03-6911-3899

### 定款一部変更に関するお知らせ

2022年9月14日開催の取締役会において、第11回定時株主総会（10月24日）に付議する定款一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。
  - ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
  - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
  - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものです。
  - ④ 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
  
- (2) 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、自己株式の取得、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を変更案第46条として新設するとともに同乗の一部と内容が重複する現行定款第7条の削除を行い、変更案第47条として期末・中間の基準日と併せて別途基準日を定めて剰余金の配当ができる旨を定めるものです。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

| 現 行 定 款   | 変 更 案   |
|---|---|
| <p>(自己株式の取得)</p>  | <p>&lt;削 除&gt;</p>  |
| <p><u>第 7 条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p>   | <p>第 7 条～第 13 条 &lt;現行どおり&gt;</p>   |
| <p>第 8 条～第 14 条 &lt;条文省略&gt;</p>  | <p>&lt;削 除&gt;</p>  |
| <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p>  | <p>&lt;削 除&gt;</p>  |
| <p><u>第 15 条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> | <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> |
| <p>第 16 条～第 45 条 &lt;条文省略&gt;</p>   | <p>第 15 条～第 44 条 &lt;現行どおり&gt;</p>  |
| <p>(期末配当金)</p>  | <p>&lt;削 除&gt;</p>  |
| <p><u>第 46 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 7 月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>                                     | <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p><u>第 45 条 当社は、剰余金の配当等、会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>  |
| <p>(中間配当金)</p>  | <p>&lt;削 除&gt;</p>  |
| <p><u>第 47 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 1 月末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項の規定による中間配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。</u></p>   | <p>&lt;削 除&gt;</p>  |

| 現 行 定 款  | 変 更 案   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p>第 48 条～第 49 条 &lt;条文省略&gt;<br/>&lt;新 設&gt;</p> | <p>(<u>剰余金の配当の基準日</u>)</p> <p><u>第 46 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 7 月 31 日とする。</u></p> <p><u>2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 1 月 31 日とする。</u></p> <p><u>3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>第 47 条～第 48 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(附則)<br/>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第 49 条 2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、なお効力を有する。</p> <p>2 本条の規定は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022 年 10 月 24 日 (月)

定款変更の効力発生日 2022 年 10 月 24 日 (月)

以 上